



発行 新潟県

第 53 号

平成28年7月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 53 新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則（医務薬事課）
- 54 新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業政策課）

告 示

- 789 新潟県イノシシ管理計画の変更の縦覧（環境企画課）
- 790 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 791 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 792 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 793 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 794 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 795 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 796 公有水面埋立ての免許出願（漁港課）
- 797 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 798 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

規 則

新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第53号

新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則

新潟県薬事審議会規則（昭和36年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>(委員の任期の特例)</u> 2 <u>平成28年12月19日に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。</u></p>	<p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第54号

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(条例第3条第4号の計画) 第4条 条例第3条第4号の事業の再生を図るための計画であって規則で定めるものは、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>(1) 中小企業者の事業の再生を図るための債務の減免、期限の猶予等を公正かつ迅速に行うために定められた指針（知事が適当と認めるものに限る。）に基づき策定された計画</u> <u>(2) 中小企業者の事業の再生の支援を目的とする法人その他の団体（知事が適当と認めるものに限る。）の支援を受けて策定された計画</u></p>	<p>(条例第3条第4号の計画) 第4条 条例第3条第4号の事業の再生を図るための計画であって規則で定めるものは、<u>中小企業者の事業の再生を図るための債務の減免、期限の猶予等を公正かつ迅速に行うために定められた指針（知事が適当と認めるものに限る。）に基づき策定された計画をいう。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第789号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、新潟県イノシシ管理計画を変更したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧期間

平成28年7月12日から平成28年8月10日まで

2 縦覧の場所

県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉（環境）部、津川地区振興事務所

[本告示についての問合せ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5152

◎新潟県告示第790号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ヘルパーステーション のぞみ	新潟県新発田市富塚 1355番地	社会福祉法人シャ ーローム	平成28年7月 1日

◎新潟県告示第791号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアプランセンターたけのこ	新潟県上越市柿崎区柿崎 420番地5	有限会社山田工業	平成28年7月1日

◎新潟県告示第792号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援事業所 悠々の杜石打	新潟県南魚沼市石打 190番地5	ユーワ企画株式会社	平成28年5月2日	平成28年6月1日

◎新潟県告示第793号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
アップル薬局なおえつ店	上越市東雲町1丁目6番13号	精神通院医療	平成28年7月1日
きたしろ薬局	上越市北城町2丁目3番17号	精神通院医療	平成28年7月1日

◎新潟県告示第794号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
全快堂薬局大湯沢店	村上市大湯沢三改新田3770番3	精神通院医療	平成28年7月1日

◎新潟県告示第795号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
日本調剤小出薬局	魚沼市四日町155-1	精神通院医療	平成28年4月30日

◎新潟県告示第796号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は平成28年7月12日から平成28年8月1日まで新潟県農林水産部漁港課及び佐渡市農林水産課において縦覧に供する。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 出願の年月日
平成28年6月27日
- 2 出願人の名称及び住所
新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市
代表者 佐渡市長 三浦 基裕
新潟県佐渡市千種232番地
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
新潟県佐渡市多田262番地3の地先公有水面
 - (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 「32 灯台」基準点（北緯37度54分42秒、東経138度29分06秒）から 252度18分39秒302.044メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から300度45分17秒66.527メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から210度45分17秒0.530メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から300度45分17秒2.510メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から19度33分29秒2.855メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から30度35分00秒10.026メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から120度43分55秒70.151メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から210度45分17秒2.815メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から300度45分17秒0.530メートルの地点

(3) 面積

859.48平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市多田262番地3、262番地4、262番地17及び262番地18の地内並びに同市多田262番地3及び262番地4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とへの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 「32 灯台」基準点（北緯37度54分42秒、東経138度29分06秒）から 246度26分23秒257.887メートルの地点
- ロの地点 イの地点から210度45分00秒53.994メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から300度27分12秒114.238メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から27度12分06秒17.542メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から300度45分17秒28.757メートルの地点
- への地点 ホの地点から25度06分26秒36.403メートルの地点

(3) 面積

7,323.11平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

◎新潟県告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第9項により準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成28年7月13日から平成28年8月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月12日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市下々条町 1903 番地 1 福島江刈谷田川大堰土地改良区連合	福島江刈谷 田川大堰	維持管理事業	変更	土地改良事業（変更）計画書の写し	長岡市役所 三条市役所 見附市役所	第84条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第798号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成28年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
茨曾根地区	農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業	新潟市 加茂市	平成28年3月31日

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について(公告)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成28年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 試験日時
 - 平成28年10月29日(土)
 - 午後1時20分から2時40分まで
- 2 試験会場
 - 新潟市西区五十嵐2の町8050番地
 - 新潟大学 総合教育研究棟
- 3 試験の種類
 - (1) 一般
 - 毒物劇物の全品目を取り扱う責任者
 - (2) 農業用品目
 - 農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
 - (3) 特定品目
 - 限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
- 4 試験の内容
 - 試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法(特定品目は劇物のみ)
 - エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(特定品目は劇物のみ)
- 5 受験資格
 - 年齢、学歴、経験等は問わない。
- 6 受験願書等の交付
 - (1) 受験願書等は、平成28年7月19日(火)から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)

部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月23日(火)までの必着分とする。

(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

7 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 受験願書データ
- ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

(2) 受験手数料

10,500円を新潟県収入証紙により納付する。(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)一旦納付した手数料は、返還しない。

(3) 受験願書の受付期間

平成28年8月9日(火)から8月30日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月30日(火)の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所

8 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者宛に送付する。

9 試験当日の諸注意等

(1) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。

(2) 試験方法は筆記方式(マークシート)によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。

10 合格発表及び合格証の交付

(1) 合格発表

平成28年11月29日(火)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格証の交付

合格証は、平成28年11月29日(火)午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。

11 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点、総合得点

(2) 開示請求の受付期間

平成28年11月29日(火)から12月28日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(3) 開示請求の受付場所

受験願書を提出した場所(ただし、新潟県福祉保健部医務薬事課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。)

12 その他の留意事項

(1) 試験についての講習会は、県では実施しない。

(2) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課にすること。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 村松ショッピングセンター
所在地 五泉市村松小新保1301-1
設置者 株式会社魚齋藤

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 株式会社魚齋藤 代表取締役 齋藤 公策
(変更後) 株式会社魚齋藤 代表取締役 朝日 幸勝
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者
(変更前) 株式会社魚齋藤ほか3者
(変更後) 株式会社魚齋藤ほか6者

3 変更年月日

- ・ 2 (1)に関する事項の変更
平成27年1月15日
- ・ 2 (2)に関する事項の変更
平成19年6月21日ほか

4 変更の理由

- ・ 2 (1)代表取締役の変更による。
- ・ 2 (2)小売業者の代表者変更、及び小売業者の入店による。

5 届出年月日

平成28年6月28日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、五泉市商工観光課及び村松支所でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成28年7月12日から平成28年11月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 村松ショッピングセンター
所在地 五泉市村松小新保1301-1
設置者 株式会社魚齋藤

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時間

(変更前)

- ・ 株式会社魚齋藤
午前10時00分から午後8時00分
- ・ 大嶋屋
午前10時00分から午後8時00分
- ・ 株式会社タツミヤ
午前10時00分から午後8時00分
- ・ 有限会社桑原宝石店

午前10時00分から午後8時00分
(変更後)

・株式会社魚齋藤

午前9時00分から午後9時00分

・大嶋屋

午前9時00分から午後9時00分

・株式会社タツミヤ

午前9時00分から午後9時00分

・有限会社桑原宝石店

午前9時00分から午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分から午後10時00分

(変更後) 午前8時30分から午後10時00分

3 変更年月日

平成28年6月29日

4 変更の理由

営業時間の延長によって利用客の利便性を向上するため。

5 届出年月日

平成28年6月28日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、五泉市商工観光課及び村松支所でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成28年7月12日から平成28年11月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp